

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する
省令について

令和6年11月20日
大臣官房環境保健部
企画課石綿健康被害対策室

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴い、当然必要となる規定の整理であり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

○行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七（略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

以上